

# 入札説明書

この入札説明書は、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり。

## 2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
  - ア 電気通信工事について長野県入札参加資格を付与されていること。
  - イ 前記アの資格総合点数が819点以上であること。
  - ウ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - エ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に規定する経営事項審査を受け、その結果通知を受けている者であること。
  - オ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21条）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - カ 防災行政無線用電話交換機の設置又は更新、改修の工事の実績を有していること。  
※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成21年4月1日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。
  - キ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、電気通信工事に係る特定建設業の許可を有していること。
  - ク 主任（監理）技術者として1級電気通信工事施工管理技士又はそれと同等の資格者を配置できること。

## 3 入札及び開札

- (1) 本件入札は、「低入札価格調査制度事務処理要領」第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用する。
- (2) 競争入札参加者又はその代理人は、別添設計図書、仕様書、契約書（案）及び本入札説明書を熟読し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記3に掲げる者に質問書（別紙様式4）説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又はその代理人は、入札公告にある入札日時に入札会場に出向き入札書を直接に提出するものとし、郵便、電話、電報、テレックス、ファクシミリ、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式2による入札書を提出しなければならない。
  - ア 工事名
  - イ 工事箇所名
  - ウ 入札金額
  - エ 競争入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び

競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

オ 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (6) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (7) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができない。
- (8) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (9) 競争入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (10) 競争入札参加者又はその代理人の入札金額は、工事に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、競争入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 競争入札参加者又はその代理人は、請負代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件を別添契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (12) 開札の日時及び開札の場所は、別記2の(1)及び(2)のとおり。
- (13) 入札回数は2回とする。ただし、第2回の入札を行っても落札者がいない場合は、第2回目の最低入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は2回を限度とする。
- (14) 開札は、競争入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (15) 競争入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (16) 競争入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に身分証明書等を提示し、当該代理人は入札権限に関する別紙様式3による委任状を提出しなければならない。
- (17) 競争入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (18) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (19) 競争入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の競争入札参加者の代理人となることができない。
- (20) 開札をした場合において、競争入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行い、開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したとみなす。

#### 4 入札保証金

- (1) 競争入札参加者又はその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金(見積もった金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)の100分の5以上に相当する額)又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。
- (2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種	類	価	額
----	---	---	---	---

ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)第1項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 競争入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付しなければならない。
- (4) 競争入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を提出しなければならない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは、手形を提出するとともに、金融機関の保証が必要である手形の場合は、金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (6) 競争入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (7) 競争入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは、当該保証書を添付して提出しなければならない。
- (8) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後にこれを還付又は契約保証金の一部に充当するものとする。
- (9) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。

## 5 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 工事名及び入札金額のない入札書
- (5) 競争入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 工事名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (10) 入札保証金の額が4(1)の額に達しない場合の当該入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、低入札価格調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、「低入札価格調査制度事務処理要領」による調査を実施するので、ただちに当該入札価格に係わる内訳書又は見積書を提示して調査に応じること。また、調査によって、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 製造請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、その日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、4の(2)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとする。

## 8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した翌日から起算して7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 落札決定時に、予算執行者は落札者に電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。落札者は電子契約による契約の締結を希望する場合、希望を回答した日の翌日までに、予算執行者あて電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出するものとする。
- (3) 紙による契約書の場合、契約書は、まず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。なお、予算執行者が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しない。
- (4) 電子契約を締結する場合、予算執行者は、落札者に電子契約サービスを利用して電子契約書の内容の確認依頼を行い、落札者は、電子契約サービスで内容を確認して問題がなければ同意を行うものとする。落札者が同意すると、予算執行者あてメールが送信されるので、内容を確認して同意することにより電子契約が確定する。
- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければならない。ただし、届出が既に提出されているため必要ないと認められた場合はこの限りではない。
- (6) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (7) (6)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に

送付するものとする。

- (8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別添契約書（案）によるものとする。

## 10 入札者に求められる義務

- (1) 競争入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた技術上の要件について、令和6年7月22日（月）午後3時（閉庁日を除く）までに競争入札参加者の負担において文書を別記2の(3)へ提出し、完全な説明をしなければならない。なお、この場合の書面は以下によること。
  - ア 2の(1)及び(3)のオに該当することの証明は、別紙様式1「入札参加資格要件に係る説明書」によること。
  - イ 2の(3)のア、イ、エに該当することの証明は、当該入札に係る現に有効な「建設工事の入札参加資格の付与について（通知）」又は「経営事項審査結果通知書」又は「総合評定値通知書」又は「経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書」の写しによること。
  - ウ 2の(3)のカに該当することの証明は、公共機関等から元請けし、平成21年4月1日から公告日の前日までに竣工した防災行政無線用電話交換機の設置又は更新、改修の工事に係る「請負契約書」若しくは「請書」の写し及び「検査結果通知書」の写し等、工事を誠実に履行した実績を証明できる書面によること。
  - エ 2の(3)のキに該当することの証明は、当該入札に係る現に有効な「建設業の許可証」の写しによること。
- (2) 競争入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた工事に係る仕様等について、不明な点がある場合は、書面により令和6年7月19日（金）午後3時（閉庁日を除く）までに別記3に確認しなければならない。質問書に対する回答は、令和6年7月22日（月）を最終回答期限とし、長野県公式ホームページ（一般競争入札 調達案件一覧及び消防課 入札に関する情報欄）に回答を掲載することとする。  
なお、質問者に対する直接回答は行わないため、必ず上記掲載先を確認すること。

## 11 その他必要な事項

競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本業務に関して要した費用については、すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

## 別 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名  
令和6年度 長野県防災交換機改修工事
- (2) 工事箇所名  
長野県庁ほか 118 箇所
- (3) 工事内容  
防災行政無線用電話交換機改修他 一式  
詳細は別添仕様書のとおり
- (4) 工期  
長野県議会議決の日から令和8年3月25日(水)

### 2 入札手続等

- (1) 入札及び開札日時  
令和6年7月24日(水) 午前10時00分
- (2) 入札及び開札場所  
長野県庁 西庁舎3階 災害対策本部室
- (3) 入札に参加できる者であることを証明する書面の提出期限及び場所  
ア 日時 令和6年7月22日(月) 午後3時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号380-8570)  
長野県危機管理部 消防課

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号380-8570)  
長野県危機管理部 消防課  
E-mail shobo@pref.nagano.lg.jp  
電話番号 026-235-7183

### 4 入札保証金等の提出先

長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号380-8570)  
長野県会計局会計課出納電算係